

# 演劇創造活動支援事業補助金選考委員会要綱

平成17年6月20日

観光文化局長決裁

## 1 目的

この要綱は、演劇創造活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受ける者の選考を適切に行うため、演劇創造活動支援事業補助金選考委員会（以下「委員会」という。）を設置することとし、その組織及び選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 委員

- (1) 委員会の委員は市長が委嘱する。
- (2) 委員の定数は原則として5名以内とする。
- (3) 委員の任期は委嘱した日から翌年の1月末までとする。

## 3 委員長及び副委員長

- (1) 委員会に委員長及び副委員長を各1名おき、委員の互選により選出する。
- (2) 委員長は会議の議長となり、会務を統括する。
- (3) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

## 4 委員会の招集

委員会は委員長が招集する。

## 5 選考

- (1) 委員会は市長の諮問に応じ、補助金の交付を受けるべき者を選考し、市長に報告する。
- (2) 報告にあたっては、委員の意見が一致した結果とする。

(3) 選考数は予算の範囲内で定めるものとする。なお、演劇創造活動支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3項第2号アに該当する場合を除き、既に本補助金の交付を受けた団体を再度選考することは妨げない。

(4) 団体の選考は年1回とする。

## 6 選考の基準

選考にあたっては、次の各号のいずれかに該当することを基本とする。

(1) 交付要綱第3項及び演劇創造活動支援事業補助金取扱方針（以下「取扱方針」という。）第2項の要件を満たす団体であること。

(2) 交付要綱及び取扱方針の趣旨に合致している団体であること。

## 7 その他

委員会の庶務は、文化部市民文化課において行う。

### 附 則

この要綱は、平成17年6月20日から施行する。

### 附 則（平成24年1月27日観光文化局長決裁）

この要綱は、平成24年1月27日から施行する。